

○大野市地下水保全条例施行規則

昭和52年12月1日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市地下水保全条例(昭和52年条例第25号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(抑制地域の指定)

第2条 条例第2条第2号に規定する抑制地域は、別表に定める地域とする。

(揚水機の吐出口の断面積)

第3条 条例第2条第3号に規定する揚水機の吐出口の断面積は、19.6平方センチメートルとする。

(地下水採取届の様式等)

第4条 条例第6条及び第7条に規定する届出は、地下水採取届出書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第8条第1項の規定により揚水施設の構造等を変更しようとする場合は、変更のある部分について様式第1号に準じ変更前及び変更後の内容を記載するものとする。

(水量測定器の設置及び報告)

第5条 条例第9条及び第10条に規定する水量測定器は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 副管付水道メーター
- (2) 軸流羽車式水道メーター
- (3) ベーンチュリー管分流水道メーター
- (4) 接続流羽車式水道メーター
- (5) 前各号と同等以上の能力を有するもの。

2 水量測定器を設置した場合の届出は、水量測定器設置届(様式第2号)によるものとする。

(採取量の報告)

第6条 条例第9条及び第10条に規定する採取量の報告は、地下水採取量報告書(様式第3号)により毎月の採取量3箇月分を翌月の10日までに提出しなければならない。

(融雪装置の使用の基準)

第7条 条例第13条第2項に規定する融雪装置の使用の基準は、大野市簡易観測井No.3(春

日)測定水位の区分に応じ、次のとおり使用しなければならない。

観測水位		使用内容
区分	5m未満	必要に応じ使用できる
	5m以上6m未満	夜間のみ必要に応じ使用できる
	6m以上	市長の承認を得て使用する

(立入検査の身分証明書)

第8条 条例第15条に規定する立入検査の身分証明書は、様式第4号による。

附 則

この規則は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年規則第20号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

大字	小字
大野	13～18、20～95、99～143、149～161、163～165、167～188、190～193、207～208、211、214～232、234～240の各全部
神明上	全部
弥生町	全部
幸町	全部
日ノ出	全部
日ノ出町	全部
大和	全部
大和町	全部
日吉町	全部
春日一丁目	全部
春日二丁目	全部
春日三丁目	全部
美川町	全部
有明町	全部
美里町	全部
吉野町	全部
月美町	全部
清和町	全部
矢	13～19、21、31、32、34の各全部
西市	1、2、4、9、10、12、14、15、17～26の各全部
中野	1～68の各全部
中野町3丁目	全部
中野町4丁目	全部
東中野1丁目	全部
東中野2丁目	全部
東中野3丁目	全部
庄林	1、2、4、8、9、11、14、16～18、20～26、28～31、33～42、44～46、48～52の各全部
西大月	10、11の各全部
東大月	1の一部、2～13の各全部
太田	12、13の各一部
友江	1～18、21～30の各全部

中挾	1、2、4～6、11、15、17～23の各全部
中挾1丁目	全部
中挾2丁目	全部
中挾3丁目	全部
中津川	1～34の各全部
横枕	1～9、9～26、30～34、39、41、43～45の各全部
南新在家	1～23、25、26、28、31～37の各全部
中荒井	1～3、11～17、23～27、33、34の各全部
中荒井町1丁目	全部
中荒井町2丁目	全部
陽明町1丁目	全部
陽明町2丁目	全部
陽明町3丁目	全部
陽明町4丁目	全部
堂本	1～3、6、8～19、22～25、27の各全部
中保	1～30の各全部
菖蒲池	1～45、47～50の各全部
牛ヶ原	98～104、107、109～114の各全部
下丁	1～4、8の各全部
中丁	24～32の各全部
上丁	1～7の各全部、13の一部
犬山	1～13、15～17、19～21、25～30の各全部
欽掛	1、2、7、9～13、15～17、19、20、24～26の各全部
飯降	1の一部
深井	10の一部
新庄	1～8、10～14、16～25の各全部
右近次郎	1～4、8～10、13～33、35、36、40の各全部
下舌	1～3、5、7、9～20、23～26、29、48の各全部、34の一部
東中	5～20の各全部
吉	1～7、9～12、15、17、18、20、21、25、27、28の各全部、8、13、14の各一部
下据	2、10、13、15～36、38～40、42～44の各全部、41の一部
森政領家	26、29の各一部

様式第1号(第4条関係)

地下水採取(変更)届出書

年 月 日

大野市長 殿

届出者住所

氏名 印

(電話 局 番)

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

大野市地下水保全条例第6条(第7条)(第8条)の規定により、次のとおり届け出ます。

揚水施設の設置場所	大野市	番号	号 番地
揚水施設の位置及び構造	別紙のとおり	※受理年月日	年 月 日
揚水機の性能及び1日の揚水量		※受理番号	
採取する地下水の用途		※整理番号	
添付書類	(1) 施設の用水系統図 (2) 井戸の構造図(柱状図)		

※印欄は、記入しないこと。

別紙

揚水設備の番号					
揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)					
揚水施設のストレーナの位置(地表面下 m)					
状況 井戸の	側管の口径(mm)				
	深度(m)				
揚水機の種 類及び構造	種類				
	型式				
	揚水能力(m ³ /分)				
	揚程(m)				
	原動機出力(KW)				
	吐出口の口径(mm)				
揚水設備の 使用方法	揚水状況(通常)	使用時期			
		使用日数(年間)			
		運転時間(時間/日)			
		揚水量(m ³ /日)			
	用水量				
	用途別使 (m ³ /日)				
揚水設備	着手予定 (設置)	年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
揚水設備の使用開始 (予定) 年 月 日			年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第2号(第5条関係)

水量測定器設置届

年 月 日

大野市長 殿

届出者住所

氏名 印

(電話 局 番)

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

大野市地下水保全条例第9条(第10条)の規定により水量測定器を設置したので、次のとおり届け出ます。

工場、事業所又は施設の名 称			
工場、事業所又は施設の所 在地	大野市	番号	号 番地
水量測定器の種類(型式)			
水量測定器の設置年月日	年 月 日		
添付書類	水量測定器設置位置図		

様式第3号(第6条関係)

地下水採取量報告書

年 月 日

大野市長 殿

届出者住所

氏名 印

(電話 局 番)

(法人にあつては、その名称及び代表者氏名)

大野市地下水保全条例第9条(第10条)の規定により、地下水採取量を次のとおり報告します。

施設の名称又は番号	月分	メーター数値		採取量 (B)-(A)m ³ /月	揚水機の稼働 日数 日	備考
		前月末(A)	本月末(B)			
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					
	月					

様式第4号(第8条関係)

表

6 cm	第 号	
		大野市地下水保全条例第 15条の規定による身分証 明書
所属 職名 氏名 年 月 日生 年 月 日発行 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">大野市長 印</div>		

9cm

裏

大野市地下水保全条例(抜すい) 第15条 市長は、この条例の施行に関し必要がある場合は、地下水採取者に対し必要な報告を求め、又は職員をして当該施設に立入調査を行わせることができる。 2 前項の立入調査に関しては、大野市環境保全条例(昭和49年条例第16号)第46条第2項の規定を準用する。 大野市環境保全条例(抜すい) 第46条 市長は、この条例の施行に必要な限度において職員に工場に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
